

子育て資金の贈与税申告(1)

父母など扶養義務者から生活費や教育費として通常必要な財産の贈与は非課税である

①しかし、父母から年110万円を超える預金、株式、不動産買入資金の贈与は課税される

②扶養義務者のない祖父母から110万円を超える生活費や教育費の財産贈与は課税される

③贈与を受け納税額のある人は、贈与の翌年3月15日までに、贈与税申告書を納税地(住所地)の税務署へ提出し納税する。

住宅取得資金の非課税特例(2)

- ①平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に
- ②贈与の年の1月1日に20歳以上である人が、父母や祖父母など直系尊属からを受けた「住宅取得資金」は
- ③一定の要件(床面積50㎡以上240㎡以下その他)を満たす場合に
- ④住宅用家屋の省エネ等の種類、新築契約日、消費税等の税率(8%又は10%)に応じ、300万円～3000万円まで非課税となり、かつ相続財産に加算されない。
- ⑤贈与の翌年3月15日までに、特例を受ける旨を記載した贈与税申告書に必要書類を添付し税務署へ提出する。

結婚子育て資金の非課税特例(3)

- ①平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に
- ②父母や祖父母が、銀行と結婚・子育て資金管理契約に基づき、子や孫(20歳以上50歳未満)名義の預貯金口座を開設し、それぞれに結婚・子育てのため一括拠出した資金1000万円(結婚費用は300万円)までは非課税である。
- ③資金管理契約の終了又は子や孫が50歳になった時の資金残高に贈与税が課税される
- ④特例を受けるため非課税申告書を銀行経由で税務署へ提出し、支払い領収書は銀行等に提出する。

教育資金の非課税特例(4)

- ①平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に
- ②祖父母が、銀行と教育資金管理契約に基づき、孫(30歳未満)名義の預貯金口座を開設し、それぞれに教育資金のため一括拠出した資金1500万円(学校等以外は500万円)までは非課税である。
- ③教育資金管理契約の終了又は孫が30歳になった時の資金残高に贈与税が課税される
- ④特例を受けるため非課税申告書を銀行経由で税務署へ提出し、支払い領収書は銀行等に提出する。